7.　環境・平和・人権を確立する取り組み

【憲法改悪を阻止する取り組み】

1.　岸田総理は、2024年９月の自民党総裁の任期満了までに、憲法を改正するべく努力すると表明しています。憲法の基本理念である平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を普遍化し、憲法の前文および第９条を堅持するため、県平和フォーラムに結集し、改憲に反対する政党、議員などと連携するとともに、憲法審査会の動向を注視し、与党および日本維新の会などによる改憲策動を許さない取り組みを進めます。

2.　2021年９月施行の改正国民投票法は、法施行後、３年をめどにＣＭ・インターネット広告等の有料広告の制限、国民投票運動等の資金にかかる規制などについて、必要な法制上の措置等を講ずることとされていますが、改憲をめざす与党および一部野党は、これらの規制に消極的です。国民投票の公正性を保障するための議論が十分に行われるよう、県平和フォーラムと連携した取り組みを強化します。

3.　県平和フォーラムの提起する改憲阻止にむけた集会に参加するとともに、各地域においても、改憲の危険性を世論に訴えるアピール行動や学習会などに参加します。

4.　11月11～13日に新潟県・新潟市で開催される「憲法理念の実現をめざす第60回大会（護憲大会）」に参加します。

【平和をつくる取り組み】

5.　県平和フォーラムや「戦争をさせない1000人委員会」に結集し、憲法違反の安全保障関連法制の即時廃止を求める取り組みを継続します。

6.　台湾有事や北朝鮮の脅威を口実に軍拡を進めようとする岸田政権に対し、県平和フォーラムに結集し、際限のない軍拡競争につながる「武力による平和維持」の危険性と外交努力による平和維持を訴える行動に取り組みます。

【核兵器廃絶・被爆者課題の取り組み】

7.　自治労放射線影響研究所問題対策会議による、厚生労働省要請を~~実施~~支援し、「放射線影響研究所」の運営予算の安定化や人員確保、研究機能の充実・強化を求めます。

【脱原発社会実現の取り組み】

8.　原発の再稼働にむけて、中国電力・島根原発２号機の安全対策工事は、2023年度内の工事完了をめざしています。また、東北電力・女川原発２号機は、2024年度以降の再稼働をめざしていますが、事故時の避難計画の実効性など多くの問題があります。さらに、原子力規制委員会から是正措置命令が出され再稼働が延期されている東京電力・柏崎刈羽原発、避難・防災計画に問題のある日本原電・東海第二原発など、全国の原発再稼働に反対し廃炉を求めます。

9. 国内で最も古い原発である関西電力・高浜原発１号機（稼働から48年）が７月に再稼働しました。２号機（稼働から47年）も９月に再稼働予定であり、今後の動向を注視するとともに、全国の老朽原発の再稼働と、原則40年とされる運転期限の延長に反対する取り組みを進めます。

10. 北海道寿都町、神恵内村では、高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定手続きが進められていますが、県平和フォーラムと連携し、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致撤回にむけ、取り組みます。

11. 政府と東電は、福島第一原発事故によるトリチウム汚染水を、地元の了解のないまま海洋放出を強行しました。引き続き県平和フォーラムと連携し、海洋放出の即時中止を求める取り組みを進めます。

12. 自主避難者への一方的な支援打ち切りについては、撤回の取り組みを県平和フォーラムなどと連携して取り組みます。また、モニタリングポスト設置継続をはじめ、被災者支援の充実と、県民および避難者への人権侵害や風評被害を防止するための啓発策を県に求めます。

13. 中国電力は関西電力と共同で、山口県上関町に使用済み核燃料の中間貯蔵施設を建設する方針を示しました。しかし、核燃料サイクル政策はすでに破綻しており、中間貯蔵施設の建設ではなく、すべての原発の廃炉と再生可能エネルギーへの転換こそが求められています。県本部は、県平和フォーラムと連携し、中間貯蔵施設の建設中止にむけて取り組みます。

【環境保全・資源循環型廃棄物行政の確立】

14. 中央環境審議会循環型社会部会において、2050年のカーボンニュートラルの達成にむけて、各種リサイクル制度を見直し、循環型社会の構築を加速度的に進めていくことが検討されています。制度の見直しにあたっては、中央環境審議会委員を通じてリサイクル制度の自治体課題の対応を求めます。

15. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など、循環型社会にむけた法律や政策が打ち出されていますが、すべての自治体での運用にむけ、環境省に対し対策の強化と自治体が対策を講じる際の財政措置を求めます。

【環境自治体づくりの取り組み】

16. 県本部・単組は、連合エコライフの取り組みを推進し、環境にやさしい意識啓発のための生活を組合・職場から国民全体へ広げる運動の展開をはかります。

17. 12月１日に東京・日本教育会館で開催される「第55回食とみどり、水を守る全国活動者会議」に参加します。

【健全な水循環の確立】

18. 健全な水循環をめざして各地で設立されている流域協議会の活動や課題などの情報収集に努め、水循環施策が効果的なものとなるよう、連合福島と連携して課題解決に取り組みます。

【人権を守り共生社会を実現する取り組み】

19. 本部は、狭山事件の再審実現にむけて、10月30日に東京で開催される「部落解放・人権政策確立中央集会」、10月31日に日比谷野外大音楽堂で開催される「狭山事件の再審を求める市民集会」を支援します。

20. 通常国会で、与党と一部野党による修正で「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ＬＧＢＴ理解増進法）」が成立しましたが、「すべての国民の安心への留意」が盛り込まれたことにより、性的マイノリティへの理解が後退することが懸念されます。法律が及ぼす影響を注視しつつ、性的指向や性自認に関わらず、すべての人の基本的人権が確立される取り組みを支援します。

21. 相模原市人権施策審議会は、３月23日に、罰則付きのヘイトスピーチ規制を含む人権条例を制定するよう本村市長に答申しました。これを受けて市長は、2023年度中の条例化をめざすと表明しています。引き続き神奈川県本部や関係団体の取り組みを支援します。また、国のヘイトスピーチ解消法にも罰則規定が盛り込まれるよう取り組みます。